

福祉医療

制度に関するお知らせです

お知らせ①

◇福祉医療費の無料化を継続予定

市と県が共同で、乳幼児や母子家庭、重度の障がい者に対して医療費を助成する「福祉医療費助成制度」について、県では重度医療は7月から、乳幼児・母子家庭は8月から医療費の一部負担金を導入します。

山陽小野田市では、この一部負担金全額を独自に助成し、医療費の無料化を継続することにしています。福祉医療費受給者証を持っている人は、今後も無料で医療機関を受診できるようにしています。

※現在、上記の内容について6月議会で審議中です。決まり次第再度お知らせいたします。

お知らせ②

◇父子家庭を医療費助成の対象に

8月1日から、母子家庭医療費助成制度に父子家庭を追加し、名称を「ひとり親家庭医療費助成制度」に変更することとしています。

＜新しく対象になる人＞ 18歳未満の児童を養育する父子家庭の父および児童

＜所得要件＞ 市民税所得割の非課税世帯（同居している世帯員全員が非課税であること）

※対象となる人への個別のお知らせはいたしません。要件を満たすと思われる人は、児童福祉課までお問い合わせください。

◎福祉医療費受給者証の更新手続き

■重度心身障害者医療費助成制度

6月30日(火)（有効期限）までに更新手続きをしてください。ただし、今年度から「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証をこちらから送付しますので、更新手続きは必要ありません。また、障害者手帳等取得時に所得制限限度額を超えたため対象とならなかった人で、平成20年分の所得が限度額内の場合は、7月1日から対象になりますのでお問い合わせください。

【持参するもの】

更新申請書、障害の程度を証明するもの（障害者手帳等）、健康保険証、印判

【申請場所】

- 小野田地区にお住まいの人 ▷ 高齢障害課
- 厚狭・出合・厚陽校区にお住まいの人 ▷ 総合事務所市民窓口課
- 埴生・津布田校区にお住まいの人 ▷ 埴生支所

【問い合わせ先】 高齢障害課（☎82-1170）

■乳幼児医療費助成制度

父母の市民税所得割額（税額控除前）の合算が136,700円以下の世帯の乳幼児が対象です。所得制限限度額を超えたため対象となっていない人や未申請の人は、8月1日から対象になる場合がありますので、お問い合わせください。



■母子家庭医療費助成制度

市民税所得割額非課税世帯で、18歳未満の児童がいる母子家庭の母および児童が対象です。

※8月1日から父子家庭も対象となり「ひとり親家庭医療費助成制度」になります。

【持参するもの】

更新申請書、福祉医療費受給者証（持っている人）、健康保険証、印判

【申請場所】

児童福祉課、総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所、公園通出張所

【問い合わせ先】 児童福祉課（☎82-1175）

◎各制度とも **6月30日(火)**までに更新手続きをお忘れなく！